写

保険発第１０２号
平成５年９月８日

都道府県民生主管部（局）
　保険主管課（部）長　殿
　国民健康保険主管課（部）長　殿

厚生省保険局医療課長

医薬品再評価の終了した医薬品の取扱いについて

標記については、今般、薬務局長から平成５年９月８日薬発第７６２号「医薬品再評価結果平成５年度（その１）について」（別添）が通知されたので、この通知の趣旨及び下記事項を十分了知の上、保険診療における取扱いに遺憾のないよう関係者に対して周知徹底を図られたい。

なお、これに伴う薬価基準等の一部改正については、目下準備を進めているので申し添える。

記

１．今回の再評価の結果認められた効能効果等については、別添を参照されたいこと。

２．今回の再評価の結果、有用性を示す根拠がないものと判定され、薬価基準から削除することとなる医薬品は、別記１のとおりであること。

なお、市場に流通している別記１に掲げる医薬品については、速やかに回収措置が講じられることとなるので、薬価基準から削除する前であっても保険診療上その使用を差し控えるよう保険医療機関等を指導されたいこと。

別記１

品　　　　　　　名	規　格　単　位
（外用薬） エリスロマイシン坐剤（ツルハラ）	１２５㎎１個